

# 年末・年始 における 業務の取扱いについて

## 1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは

**令和7年12月26日(金)まで**

となっております。

年内中に検査受けを予定されている  
改造車・並行輸入車・新規検査等事前届出対象車の  
事前申請書類は、12月11日(木)までに提出して  
ください。

なお、申請書類に不備がある場合は年内の受検はできませんのでご注意ください

## 2. 年始における業務の取扱い

**令和8年1月5日(月)から**平常どおり行います。

近畿運輸局 大阪運輸支局  
独立行政法人 自動車技術総合機構 近畿検査部